

「届出済シール」の標識への貼付について

解体工事等の現場ごとに、請負業者の方は①「解体工事業者登録票」(建設リサイクル法第33条)もしくは②「建設業の許可票」(建設業法第40条)を掲示しなければなりません。現場に掲げた①もしくは②の標識の**右上部分又は右下部分等の余白部分**に、届出書の受付時に交付した「届出済シール」を貼付してください。

①

解体工事業者登録票		届出済シール
商号、名称又は氏名		
法人である場合の 代表者の氏名		
登録番号		
登録年月日		
技術管理者の氏名		

35cm以上

25cm以上

②

建設業の許可票		届出済シール
商号又は名称		
代表者の氏名		
主任技術者の氏名	専任の有無	
資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別		
許可を受けた建設業		
許可番号	国土交通大臣 許可()第 号 知事	
許可年月日		

35cm以上

25cm以上